

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について、経済団体などに協力依頼しました

～在宅勤務（テレワーク）の実施や「三つの密」を避ける行動を呼びかけ～

4月16日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）では、在宅勤務（テレワーク）の強力な推進、職場での感染防止の取り組み、「三つの密」を避ける行動の徹底などを促すこととされています。

兵庫労働局は、労使団体に対して、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について、傘下団体などに向けた周知の協力（別添1）をお願いしました。

この協力依頼に添付しております「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（別添2）につきましては、各事業場におかれてもご活用いただきますようお願いいたします。

【別添1】 [緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について](#)

【別添2】 [職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト](#)

【参考】 [協力依頼先の労使団体リスト](#)